

建築物環境計画書の届出等のフローチャート

建築物環境計画書の届出(工事着手の21日前までに届出)【第17条関係】

※延べ面積(増改築の場合は増改築部分)が 2,000 m²以上の建築物を新築又は増改築する方は、届出等の義務があります。

※大阪市、堺市に建築される方は、それぞれの市にお問い合わせ下さい。

工事の着手

建築物環境計画書の変更届出【第18条関係】

1、変更をした日から30日以内に届出が必要な場合(第17条第1、2号関係)

例)氏名(法人の場合は、代表者の氏名)、名称・住所、特定建築物の名称及び所在地の変更

2、変更工事着手の15日前までに届出が必要な場合(第17条第3～5号関係)

例)特定建築物の概要、建築物の環境配慮のために講じようとする措置、評価結果の変更

(その他必要な手続き関係)

工事の取りやめの届出【第19条関係】

※工事を取りやめた日以後速やかに

建築物環境性能表示届出書の届出【第23条関係】

(広告掲載日から15日以内に届出)
建築物の全部若しくは一部の販売又は賃貸を目的とした広告を行う場合のみ

表示変更の届出【第24条関係】

(広告掲載日から15日以内に届出)
第23条の届出を行った建築物環境性能表示の記載事項の変更を行った場合

変更工事の着手

工事の完了

工事完了の届出【第20条関係】

(工事完了日から15日以内に届出)

顕彰の実施(第40条関係)

※建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し行うものとする。

現場への
ラベル表示
(届出不要)

工事の現場
変更ラベル表示
(届出不要)